

静岡県告示第801号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第3項の規定に基づき、昭和38年12月6日付け静岡県告示第68号により指定された清水港港湾隣接地域のうち、袖師、江尻、新船溜及び島崎本船岸壁地区を次のとおり変更指定する。

平成29年11月10日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川勝平太

1 変更前

（袖師、江尻、新船溜及び島崎本船岸壁地区）

西久保新田三角点（37.2メートル）から	84度15分	1,609メートルの点	(1)
(1)から	207度30分	52メートルの点	(2)
(2)から	148度	194メートルの点	(3)
(3)から	229度30分	226メートルの点	(4)
(4)から	227度30分	228メートルの点	(5)
(5)から	231度30分	218メートルの点	(6)
(6)から	222度	232メートルの点	(7)
(7)から	207度30分	350メートルの点	(8)
(8)から	203度30分	290メートルの点	(9)
(9)から	192度30分	418メートルの点	(10)
(10)から	185度30分	300メートルの点	(11)
(11)から	176度	110メートルの点	(12)
(12)から	90度	18メートルの点	(13)
(13)から	180度	54メートルの点	(14)
(14)から	87度30分	240メートルの点	(15)
(15)から	161度	184メートルの点	(16)
(16)から	134度	76メートルの点	(17)
(17)から	158度30分	372メートルの点	(18)
(18)から	177度	144メートルの点	(19)
(19)から	313度30分	48メートルの点	(20)
(20)から	267度	264メートルの点	(21)
(21)から	156度30分	39メートルの点	(22)
(22)から	129度30分	108メートルの点	(23)
(23)から	250度	104メートルの点	(24)
(24)から	151度30分	124メートルの点	(25)
(25)から	70度	116メートルの点	(26)
(26)から	24度	180メートルの点	(27)

(27)から	92度	16メートルの点	(28)
(28)から	180度	736メートルの点	(29)
(29)から	269度	138メートルの点	(30)
(1)から	144度30分に引いた線と水際線との交点		(31)
(30)から	180度に引いた線と水際線との交点		(32)

以上(1)から(30)までの各点を結んだ線と、(1)と(31)、(30)と(32)を結んだ線及び水際線によって囲まれた陸域並びに清水市袖師字月見、同字昭和、同字飛島の水際線から15メートルの陸域

2 変更後

(袖師、江尻、新船溜及び島崎本船岸壁地区)

基準点 静岡市清水区西久保字鹿島前506番の三等三角点西久保新田を基準点とする。

(北緯35度02分05秒 東経138度28分56秒)

基準点から	84度02分30秒	1,617.00メートルの点	(1)
(1)から	207度29分59秒	52.00メートルの点	(2)
(2)から	148度00分00秒	194.00メートルの点	(3)
(3)から	229度30分00秒	226.00メートルの点	(4)
(4)から	327度30分00秒	228.00メートルの点	(5)
(5)から	231度30分00秒	218.00メートルの点	(6)
(6)から	222度00分00秒	232.00メートルの点	(7)
(7)から	207度30分00秒	350.00メートルの点	(8)
(8)から	203度30分00秒	290.00メートルの点	(9)
(9)から	192度30分00秒	418.00メートルの点	(10)
(10)から	185度30分00秒	300.00メートルの点	(11)
(11)から	176度00分00秒	110.00メートルの点	(12)
(12)から	90度00分00秒	18.00メートルの点	(13)
(13)から	180度00分00秒	54.00メートルの点	(14)
(14)から	87度30分00秒	240.00メートルの点	(15)
(15)から	160度59分59秒	184.00メートルの点	(16)
(16)から	134度00分00秒	76.00メートルの点	(17)
(17)から	158度30分00秒	372.00メートルの点	(18)
(18)から	177度00分01秒	144.00メートルの点	(19)
(19)から	313度30分00秒	48.00メートルの点	(20)
(20)から	267度00分00秒	264.00メートルの点	(21)
(21)から	156度30分00秒	394.00メートルの点	(22)
(22)から	131度40分26秒	18.32メートルの点	(23)
(23)から	158度20分14秒	70.82メートルの点	(24)
(24)から	249度00分37秒	52.22メートルの点	(25)

(25)から	154度06分29秒	19.68メートルの点	(26)
(26)から	76度52分21秒	23.22メートルの点	(27)
(27)から	151度29分36秒	106.70メートルの点	(28)
(28)から	69度59分59秒	78.61メートルの点	(29)
(29)から	25度06分22秒	217.62メートルの点	(30)
(30)から	89度44分34秒	22.04メートルの点	(31)
(31)から	179度48分59秒	258.00メートルの点	(32)
(32)から	179度48分26秒	253.96メートルの点	(33)
(33)から	179度49分01秒	241.46メートルの点	(34)
(34)から	270度18分56秒	158.89メートルの点	(35)
(1)から144度30分01秒に引いた線と水際線との交点			(36)
(35)から180度00分00秒に引いた線と水際線との交点			(37)

以上(1)から(35)までの各点を順次に結んだ直線及び(1)と(36)、(35)と(37)を結んだ直線並びに水際線によって囲まれた陸域